

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



平成31年 3月

五島市



1 .農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、152の島々からなる五島列島最南部の11の有人島と52の無人島から構成されている。海に囲まれた地理的条件から、本市は風力、太陽光など再生可能エネルギーの宝庫であり、日本初となる浮体式洋上風力発電の実用化をはじめとした海洋再生可能エネルギー実証フィールドの誘致に積極的に取り組むなど、再生可能エネルギー研究の先進地域として知られている。

平成26年には「五島市再生可能エネルギー基本構想」を策定し、本市独自の「漁業・地域協調メニュー」のもと、日本・世界における海洋エネルギー産業をリードし、地域経済の成長を目指すこととしている。

一方で、産業に眼を向けると基幹産業である第1次産業をはじめとした産業全体の低迷によって、雇用機会が不足し、就業者の高齢化と人口減少が進行している状況にある。

そのため、再生可能エネルギーを第1次産業の活性化と雇用機会の創出に結びつけ、本市が「エネルギーのしま」として経済的に持続可能な発展を遂げていく為に農林漁業関係者をはじめ、市民、地元団体及び企業等の地域力を結集し、産学官民一体となって再生可能エネルギーの推進に取り組むこととする。

2 .再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

(1) 基本的事項

農林地および漁港とその周辺の水域は、農林畜産物・水産物の供給機能や国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている本市の貴重な資源である。

本市における再生可能エネルギー発電設備の促進に当たっては、農林漁業の健全な発展に必要なこれらの資源確保を図るため、その農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

(2) 区域

別紙1を参照。

3 . 2の(2)の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	陸上風力発電	600kW	五島風力発電株式会社 600kW × 1基

4 .再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

該当なし

5 .再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
A	再生可能エネルギー電気を地域小売電気事業者に供給することで、本市が計画する再生可能エネルギーの地産地消を通じた本市農産品・林産品・水産品のブランド化等の取組みに貢献する。	地域小売電気事業者「五島市民電力株式会社」は、農林漁業関係者へ電力小売を実施する。電力小売で得られた収益の一部を活用して農林水産加工品の契約需要家への提供を行うこと等、農林漁業者の経営力向上ひいては地域農林漁業の活性化に貢献する。

6 .自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて必要に応じて調査・検討等を行い、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう「五島市景観条例(平成21年12月25日条例第46号)」に基づいた適切な配慮を行う。

(3) ガイドラインの遵守

小形風力発電(20kW 未満)については農林漁業と再生可能エネルギー設備との地域における調和の為に「五島市小形風力発電(20kW 未満)設備建設に関するガイドライン」を遵守する。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、風力発電設備 600 kW を導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画及び5に記載した小売電気事業者による電力の販売状況・資する取組の進捗・実施状況を調査し、その確認をすることとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

設備整備事業者が再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、自身の責任において施設の撤去及び土地の原状回復等の対策を行うものとし、その実施にあたっては事前に本市へ報告するものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることを確認する。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

(別紙 1)

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在地	地目	地積 (m ²)	備考
A	長崎県五島市富江町長峰 字前尾 1971 番 13	雑種地	1,276m ²	陸上風力発電 (五島風力発電株式会社)

(別紙2)

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域(地図)

